一般社団法人広島県病院薬剤師会　慶弔規程

（目　的）

第 1 条　この規程は、一般社団法人広島県病院薬剤師会の慶弔についてその基準を定めることを目的とする。

（範囲等）

第 2 条　会員の慶弔については、次のとおりとする。

＜慶事＞

⑴ 名誉会員、有功会員、正会員、特別会員が大臣、知事、一般社団法人日本病院薬剤師会などの表彰を受けたとき、祝金を贈る。

＜弔事＞

（1）名誉会員、有功会員、正会員、特別会員が死亡した場合

１．弔電、２．香典等を贈る。

（定めのない事項）

第 3 条　本規程に定めない事項については、会長及び副会長の判断により決定し、事後、理事会に報告するものとする。

（改　廃）

第 4 条　　本規程の改廃は理事会において行うことができる。

附則

1. 1989 年改正
2. 2003 年改正
3. 2007 年改正
4. 2012 年改正
5. 2018 年改正（一般社団法人への移行に伴う改正）
6. 2023 年改正

上記規程の運用については、一般社団法人広島県病院薬剤師会の事務局に連絡をお願いします。